# 議会事務局長は、

鳥越議員に誤った資料を与えて、賛成討論に誘導した。

# 個人インタビューにおける議会事務局長の発言

吉岡: まーそういうことですよ、それとね、それともう一つ聞きますね、**あのー、問責** 

決議を取る時に、<u>鳥越議員が読み上げましたよね、「行政機関の保有する情報の</u>

<u>公開に関する・・」</u>

木林: あー、はいはい

**吉岡**: ありましたね、**あれは木林さんが提供したんでしょ。** 

木林:聞かれれば提供します。

吉岡:あ、そう、どういう風に聞かれたんですかね

木林:どうしたかは記憶にないですけど、一応提供したのは私の方からです。

吉岡:そうですね、いや、だろうと思ったんだ

木林: あ<u>のこれ渡してこれ読めなんて私はそれはやらないですけど。</u>

吉岡:あーそうですか

木林:はい、それはそれはやらないですよ、そんな、それこそおかしなことじゃないで

<u>すか、それやると</u>。

吉岡: おかしいでしょ

木林:はい、それはおかしいですよ、でも聞かれたら、それは資料は渡しますよ。

吉岡:うん、でもその資料が適切か

木林:うーん、<u>適切じゃないかどうかとかっていうのは、考え方は合ってると思います</u>

<u>けどね。</u>

吉岡: いやいや、だって今回についての

木林:いや、その議論をすると長くなるんで、私そういった議論はここではしたくない

ですよね、合ってるかどうかとかっていう、そもそもの認識がだって皆さん違う

わけじゃないですか

# 鳥越議員の「知ったかぶり議会発言」を見てみましょう

### (鳥越議員の「問責賛成」討論) 令和元年・・12月議会(議事録)

『私たち議員は経済常任委員会ではありません。私も経済常任委員ではありません。 しかしデータはもらっております。ただ<u>経済常任委員会は、</u>先ほども委員の方が おっしゃっていたように、①<u>まだ開かれておりません</u>。<u>であるにもかかわらず、</u> そのデータと思われる数字をホームページに書き込んであったことを踏まえて

②『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』というものがあります。

**その5条5項に**国の機関、独立行政法人等地方公共団体及び地方独立行政法人の内部または、相互における審議、検討、または・・という条文に基づいて(問責決議の)発議に賛成いたします。」

## (1) 法律の条文の意味がわかっていないのではないか?

この**法律の目的**は、「**行政機関が**保有する**行政文書の開示**を請求する国民の権利について定めたもの」であること。その際の行政機関とは、内閣、法務省・・・から、村役場まで含ま<u>れます。</u>

## 鳥越議員の言う 5条5項とは・・・

この法律の「<u>5条5項」の条文に、「行政機関の長は、・・・」</u>と、 まずありますが、これを役場サイドで言えば、「町長は・・・」とい うことになります。

そして、**その行政機関の長(町長)が、『開示義務から除外された行政** 文書」**の**事項を述べたのです。そもそも、議員は行政機関に属しません。

#### (吉岡のコメント)

私のホームページの内容は、公開された(傍聴の許された)会議 (経済常任委員会)で明らかにされた内容を批判的にコメントし たものです。それは、私の議員としての「**自由な政治活動**」に属 することです。

鳥越議員が読み上げたこの法律の『5条5項』の対象にはならないものでした。おそらく、議会事務局長から教えられるままに、 読み上げたと思われますが、明らかな判断ミスです。

心底に、重金属を含む汚泥肥料を不法投棄をした土地所有者を かばおうとする動機があってのことか知りませんが、今回の失態 を大いに恥じてほしいものです。

#### もう一点。鳥越議員の「勘違い」発言。(認識不足発言)

また、鳥越議員は、次のようにも発言しています。

「経済常任委員会が、**まだ開かれていないのに**そのデータと思われるような 数字をホームページに書き込んであった」

#### とんでもない「認識不足」です。

※「傍聴が許され公開された』会議とは、傍聴者に新聞記者がいる場合もあり、

そのため、時には、批判的コメントをつけた新聞記事になる場合もあるのです。それと同じことです。

# 自分で調べ、自分で考える習慣のない3人の大根役者が、議会事務局長の「脚本」の下で踊らされた?